

[障がい福祉分野]専門的人材養成研修助成金

稲美町内の障害福祉サービス事業所に勤務する職員の
研修受講費用を助成します!!

○ 助成対象となる研修

- ① 強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修](兵庫県[委託])
- ② 強度行動障害支援者養成研修[基礎研修・実践研修](兵庫県指定事業者)
- ③ 医療的ケア児等支援者養成研修(兵庫県[委託])
- ④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

○ 助成率・額

① : 10 / 10

②~④ : 1 / 2

※円未満切捨て ※助成上限額は1つの研修当たり2万円

○ 助成対象額

当該研修の受講(申込)に直接要した費用(テキスト代を含む)

※研修参加に要した交通費や通信費等の諸費は助成対象外 ※事業所が負担した場合に限る

○ 助成対象者

- ①~③: 町内の障害福祉サービス事業者
- ④ : 町内の障害福祉サービス事業者のうち、医療的ケア児等の受入れ体制の整備見込がある事業者

○ 受講対象者

町内に所在する障害福祉サービス事業所に2年以上勤務している(または勤務する見込がある)職員

○ 助成条件

- ・ 強度行動障害者、医療的ケア児等の積極的な受入れを検討すること
- ・ 助成を受けた研修区分に関わらず、稲美町障がい者基幹相談支援センターや稲美町からの当事者利用受入れ依頼等について、積極的な協力を行うこと
- ・ 稲美町地域自立支援協議会の活動に積極的に関与すること

【問合・申請先】

稲美町障がい者基幹相談支援センター (稲美町加古 4369-3)

☎079-492-5577 ✉kikansoudan@inami-shakyo.or.jp

申請方法

申請者	町内の障害福祉サービス事業者
申請時期	当該研修の修了証等交付日から3か月以内
必要書類	・助成金交付申請書兼請求書 ※押印必要 ・在職・勤務証明書(受講者1人ごとに必要) ※押印必要 ・研修修了証等の写し ・受講料やテキスト代の領収書の写し(その他支払を証する書類)
申請先	稲美町障がい者基幹相談支援センター 〒675-1105 加古郡稲美町加古 4369-3 (稲美町障害者ふれあいセンター2階) ☎ 079-492-5577 (平日 8:30~17:15)
提出方法	窓口持参、郵送

■申請書類(助成金交付申請書兼請求書、在職・勤務証明書)は、稲美町障がい者基幹相談支援センター(稲美町社会福祉協議会)ホームページからダウンロードできます。

http://inami-shakyo.or.jp/page2_3.html



◆助成金に係る Q&A

Q1. 研修受講費を個人で負担していますが、申請できますか？

A1. 申請できません。助成金は事業所(法人)が負担したものが対象です。助成金を申請できるのは、事業所(法人)になります。

Q2. 事業所を運営する法人の所在地は稲美町外ですが、申請できますか？

A2. 申請できます。運営法人の所在地が稲美町外であっても、稲美町内に所在する障害福祉サービス事業所に勤務する職員の研修受講が対象になります。

Q3. 研修受講費用の支払は終わりましたが、助成金の申請はいつにすればいいですか？

A3. 研修の修了証等受領後、当該修了証等に記載された交付日から起算して3か月以内に申請してください。

Q4. 研修の受講先に指定はありますか？

A4. 原則、兵庫県の主催・委託及び兵庫県の指定事業者による研修を対象としています。(兵庫県のホームページ『障害者総合支援法サービス(事業者向け情報)』で確認できます。)

●虚偽の申請等により不正に助成金の交付を受けた場合は、助成金の返還を求めるとともに厳正な対応を行います。